

令和2年度 事業報告書 社会福祉法人 慶徳会

1. はじめに

令和2年度は、新型コロナウイルスによる感染症（「新型コロナ」）が日本を含め世界中に蔓延しつつある中での幕開であり、我が国でも改正特別措置法に基づく緊急事態宣言を4月には段階的に全都道府県を対象に発令し、5月25日に全面解除されましたが、年明けの1月には首都圏や関西地区など11都道府県を対象に再度発令され、長期間にわたって、国を挙げて多くの社会活動を自粛のやむなきに至りました。

一般の社会活動は抑制しても福祉関係事業等につきましては、国民が日常生活を送る上で欠かすことの出来ない活動として、自粛の対象外とされ、感染予防に万全を期しながら継続することとなりました。

事業を継続する上で、高齢者が罹患すると重篤化の傾向が顕著とされる中、感染予防対策強化の必要性が急務であるとともに、一方で通所サービスご利用者の利用自粛等に伴う運営上の課題にも直面し、事業所によってはご利用者半減の月も生ずるような結果となりました。

感染予防対策としては、「感染症予防対策・事業運営方針検討プロジェクトチーム」を設置し、アルコール、マスク（職員個人用も配布）及びフェイスガードや防護服の確保、室内シールドの設置並びに空気清浄機器の拡充等の予防インフラ整備及びバイタルチェック、除菌、手洗い、換気や面会禁止・制限に、自ら利用される事業所外の方々との交流の自粛を初め、いわゆる「三密」の回避などのソフト面での対応も強化しました

特に職員に対しては、プライベート生活部分についても感染予防の観点から遵守すべきことを徹底するとともに、事業所内で感染者が発生した場合や事業所外の感染者と接触がある場合の対応方法等についても法人としての方針を具体化し、周知徹底するとともに個別のケースについての相談体制も明確にしました。

これらの対応の結果、法人内での職員感染は他の事業所と兼業する職員が兼業先で感染したケースが1件、ご利用者では複数の事業所を利用される方が、その事業所で感染され、その結果、年度内では法人事業所ご利用者1人に感染したこと以外に事業所内感染の実態はありません。

しかし、休業となった職員は感染者1名の他、濃厚接触者が4名で52日間、事業所で感染者が発生したことによるものが、24名で41日間、その他感染者の発生に伴い休業となった者がのべ27名で62日間、合計のべ56名で159日間となっています。

なお、新年度に入って、4月末から5月中旬にかけて高齢者入居系・在宅系事業所で職員各1名（いずれも感染経路不詳）及び児童養護施設において、ご利用者・職員各1名（職員については、感染経路不詳）が感染しました。）

大阪・兵庫・京都各府県では、2回目の緊急事態宣言発令が2月末に解除されたのち、変異ウイルスの影響もあってその後感染者が急増し、新年度早々の4月5日から「まん延防止等重点措置」の対象に指定を受けましたが、その効果が表れないまま、同月25日には、3回目の「緊急事態宣言」対象に移行し、それが5月末まで期間延長され、さらに6月20日まで再々延長となっています。

このように、まだまだ終息が見通せない状況にありますので、ワクチン接種がいきわたるなど、新型コロナが沈静化するまでは、引き続き感染予防対策を講じながら種々の制約を受ける中で、最善の事業選択に努める必要があります。

なお、慶徳会ご利用者等へのワクチン接種につきましては、高齢者福祉事業所を対象とした茨木市の計画の中で、5月21日から、入居ご利用者と職員を対象に接種が始まりました。(5月29日現在:接種希望ご利用者246名中、242名・98.4%、同職員304名中、298名・98.0%がそれぞれ第1回目の接種済です。)

コロナ禍に終始した1年間でしたが、種々の制約を受けながらも、令和2年度における法人の主な取り組みは次のとおりです。

2. 主な事業内容

(1) 新型コロナ拡大状況への対応

法人と致しましては、命と健康に関わる想定外の状況変化に適切に対応するため、わが国で本格的にウイルスの脅威を報道し始めた令和2年1月末ごろから、関係情報の迅速・的確な収集に努めるとともに、法人の産業医、診療所の管理医師及び専門医のご指示の下、また、理事・監事のご意見も頂きながら、統括看護師を中心に看護職員の指導を受けて積年励行しているインフルエンザ予防対策にウイルス対策を重ねて、次のとおり取り組みました。(新年度4月までの対応を含みます。)

◎ 感染予防対応

① 感染症予防の基本の徹底

- ア. 手洗い・うがい・マスク着用及び手の触れる箇所の消毒並びに換気
- イ. 検温等のバイタルチェック
- ウ. ご利用者への面会制限

② いわゆる「三密」等を避ける生活の工夫

- ア. 法人行事・会議の中止・延期又は実施方法等の見直し
- イ. 事業所行事の見直し(外部の方との接触回避等)
- ウ. 不要不急の外出自粛
- エ. 事務室等のビニールカーテンによる仕切り
- オ. 可能な限り在宅勤務又は時差出勤等に変更

③ 通所サービスの利用制限

- ア. 自宅で生活可能な場合は、ご利用の自粛要請あるいは時間短縮
- イ. 通所サービスを訪問サービスに切り替える等の工夫

④ 特に発熱等体調不良の場合のご利用者処遇及び職員の勤務基準の明確化

高熱が続く場合等のご利用者処遇として、常に担当医師の診断によりPCR検査の是非等について指示を仰ぐ。

- ⑤ ウイルス感染者・陽性者等と接触した場合の対応の明確化
- ⑥ 事業所内でウイルス感染者・陽性者が発生した場合を想定した準備及び発生した場合の対応手順等の明確化

◎ 事業への影響についての対応

ご利用の自粛・回避、あるいは「三密」回避によるサービス時間の縮小等により、主に通所事業所（デイサービス・ショートステイ等）のご利用状況は激減し、一部を訪問サービスに切り替えて頂くなどの工夫は行っておりますものの4月実績として法人内全事業所で約 9,101 千円・6.1%減収（事業所によっては、通所事業で40%を超える減額になる事業所も出ています。）となっております。

コロナ禍が長期に及んでいる中でも、利用状況が大幅に回復している事業所と引き続き苦戦に喘ぐ事業所がありますので、未回復の事業所は、その要因をしっかりと把握し、改善に取り組むことは、欠かすことが出来ず、今後を想定する中で早急に対策を講じる必要があります。

また、コロナ禍の当初の段階で、このたびの予防・自粛要請を受けて事業所の判断で休業を指示したケースとして、ウイルス感染が懸念される人物（のちの検査結果は陰性）との接点のあった職員が法人全体で4名（介護職員3名、児童指導員1名）については1～2週間、職務専念義務を免除致しましたが、その後、職員処遇について再検討し、職場での感染状況を理由とした休業とその他の場合を区分して処遇することを明確にしました。

「三密」回避のため、休務を決定した非常勤の音楽療法士3名、機能訓練指導員1名については、休業期間中労働基準法上の休業手当（平均賃金の6割）を支給致しました。

（2）障がい者サポートセンター「しみず」の事故と対応【事業計画重点事項（1）・（2）】

「しみず」の事業は、令和元年度に外部専門家のご協力も得て総合的に見直しを行った処遇方針等に基づいて令和2年度から本格的にスタートを切りました。

あいにくの「新型コロナ」の影響で、職員研修や啓発活動が相当制約されることになりましたが、研修については、「eラーニング」の導入、web会議への参加やビデオの活用などにより、可能な限りのスキルアップに努めるとともに、啓発については予定をしていた事業者への説明会の開催の見送りやご家族懇談会の自粛などをカバーするため、「しみず」の取り組みを紹介する広報誌の配布やご利用者・ご家族にはその後の状況等について文書で案内をしました。

ご利用者処遇につきましては、見直し後の方針に沿って日常活動に取り組み、その報告を含めて、設置後2回目となる「しみず虐待防止委員会」を開催し、「しみず」の取り組み状況について確認をされたところです。

また、7月に短期入所事業について「第三者評価」を受審し、昨年の事故の経過も説明した上で「しみず」の運営理念について評価を受ける結果とな

りました。(第三者評価結果につきましては、すでにご報告のとおりです。)

このことにつきましては、行政を初め、ご利用者・ご家族そして慶徳会関係者の皆様にもご報告を致しました。

以上の経過の中で、関係者の皆様からの信頼関係が深まりつつあり、前年度には、殆ど見られなかったかった新規ご利用者にもご契約頂くなど、徐々に経営状況の回復の兆しが見えてきました。

年末にはご利用者ニーズに応えるべく、「しみず」の事業開始以来、初となる年末までの開所を計画致しましたが、ご利用者の新型コロナ感染に見舞われて、休所を余儀なくされ、また2度にわたる「緊急事態宣言」の発令によるご利用控え等により思うような営業活動ができず、経費削減に努めましたが、赤字が回復するまでに至りませんでした。

なお、食事提供体制とご利用者の食事代の見直しを行い、令和3年4月から改定致しております。

(3) 経営上課題のある事業所の運営見直し 【重点事項(2)】

① 西河原福祉・交流センター

西河原老人デイサービス事業が令和2年度から、茨木市の建物を借り受け、法人主体のデイサービス事業を開始していますが、建物内に市の地域保健福祉センターの事務所が併設されることによって、10月から約1カ月半にわたり工事が施工されたことにより、休所を避けるため隣接の多世代交流センターの一部の一時的活用を余儀なくされるなど、利用状況に相当の影響が及びました。

事業所としては、出来るだけこれまで通りの利用をして頂くため、休所は1日に抑えるなど、その影響を最小限に止めるよう努めました。

また、可能な限り新型コロナによるご利用者減を少なくするよう努めましたが、引き続きご利用者の遞減傾向に歯止めがかかったとは言えず、日曜日(定員10名)を休所としたこともあって、ご利用者延べ人数は、前年度比▲20%となっていますので、建物改装後の用具の整備状況も含め、改めて事業所のPRに努力を傾注しご利用者の増に努めることが肝要です。

一方多世代交流センターは、年間200を超えるイベント開催の実績を踏まえて、一層のご利用者拡大に取り組む方針でしたが、「新型コロナ」による市の利用制限方針により、5月末まで休館となり、再開以降、感染防止対策を講じながらのイベント開催は、参加者減少への対策が必要であるとともに、逆に参加希望者が多数でも希望通りの受け入れが困難といった実情があり、このような事情の中でご利用者は、前年度に比し大幅に減少していますが、行事が成立する程度には参加して頂きました。

② 軽費老人ホーム真華苑及び高齢者総合福祉施設常清の里

ア. 真華苑

真華苑につきましては、かねてから法人プロジェクトチームにおいて、種々検討を加え、また、令和2年10月からは、「事業運営改善委員会」(委員会)を設け、光華苑・春菊苑施設長を真華苑を含めた統括施設長

として任命し、経営上・制度上の課題の改善に向けて取り組みを進めました。

まずは、大阪府等に関係団体の一員として軽費老人ホームを巡る諸課題についての問題提起や要望を行いました結果、令和2年4月から事務費は、月額1,100円の改定となりましたが、生活費は改定されず、実情に沿った改定には至っておりません。

そのような状況の中、低所得の方が介護サービスを利用されない傾向があって、特に近年は、低所得者の入所希望が急増している状況を踏まえ、低所得階層の事務費負担細分化等の改定を「軽費老人ホームあり方委員会」を通して関係機関に働きかけることを確認しました。

また、現行の軽費老人ホーム運営基準の枠組の中では、苑の現行処遇の維持は、極めて困難である一方、ご利用者の状況からは、欠かせないと考えられますので、現行処遇を堅持しつつ、健全運営を担保する方途について委員会で検討を進めました。

ご利用者の確保につきましては、関係機関等に働きかけるなど確保に努め、前年度に比し、利用率は、1.8ポイント増の98.0%となりました。

イ. 常清の里

常清の里につきましては、前述のとおり新型コロナの影響も含めて極めて深刻な経営状況となっておりますので、西河原福祉・交流センター施設長を常清の里及び「しみず」と合わせ、統括施設長に任命し、「事業所運営改善委員会」を設置して経営改善に取り組みました。

令和2年度常清の里全体の決算は、当期活動増減差額で、約2,805万円（経常増減差額では、3.621万円）の赤字を計上するに至りました。

事業別ではショートステイが約1,092万円、デイサービスが同1,136万円、地域包括支援センターが同438万円のいずれも赤字となっています。

赤字の要因として、ショートステイとデイサービスについては、新型コロナの特養への感染予防を優先し、令和2年4月から5月にかけて、ご利用に自粛や営業時間の短縮等を勧め、両事業で約2,000万円の赤字を出しています。

その後の利用者数も大幅な回復が見られず決算を迎えることになり、近年における稼働率の低下に歯止めがかからないような状況にあります。

ショートステイ稼働率低下の原因として、新規ご利用者をご希望通りの日程で受け入れたため、ベッドが短期利用でマバラに埋まってしまい、長期ご利用者が受け入れにくくなっていますので、長期利用を増やすべく、ベッドの効率的な利用調整を行っています。

デイサービス（デイ）についても、ご利用者の遞減傾向が続き、令和2年度では、1日平均14.6名（定員35名）まで落ち込みました。また単価の高い認知症デイのご利用者が、少人数の専門事業所を選択される傾向にあることを踏まえ、認知症デイの新規ご利用者の受け入れをしつつ、一般型のご利用者増に向けてプログラムの内容を見直しました。

また、ご利用者情報を厚労省に提供する「lifeシステム」に関係した

介護報酬加算の算定を順次実施し、経営改善の取り組みを強化しています。

地域包括支援センターについては、法人として新たなセンター受託に関連して、一時的に主任級職員を2名配置したことによる人件費増が大きかったもので、令和3年度からは新たな人員配置により改善しています。

(4) 慶徳会の執行体制の見直し 【重点事項(3)】

平成28年の社会福祉法(法)の改正により、社会福祉法人に理事長を補佐・代理する業務執行理事の配置が認められることになり、法改正後に法人組織検討プロジェクトチームを設置し、検討を加えてきた結果、令和2年10月1日から業務執行理事1名を配置することに併せ、理事長と業務執行理事との役割分担を明確にするとともに、理事長の決裁事項のうち、定例的な業務等については、施設長等の決裁事項とする専決規程を制定しました。

また、これまで唯一であった法人理事長印について各施設専用理事長印を設け、専用印の使用が適切・合理的である文書について活用することにより、業務を合理化しました。

これらを実施して半年が経過し、概ね順調に業務を執行出来たものと考えております。

(5) 人材確保に向けた取り組み 【重点事項(4)】

① 広報等

人材難は引き続き継続している中で、就職フェアなどが相次ぎ中止されるなど求人・求職両活動も制約されることになりました。

そのような中で、大阪府社会福祉協議会(府社協)施設福祉部老人施設部会を通じて高等学校への出張授業の依頼を受け、福祉科福祉コースの学生を対象に、光華苑栄養士1名、春菊苑介護職員1名が出向き講師を務めました。

また、府社協主催の「大阪社会福祉施設研究大会」にYouTubeによる限定配信(12月1日～7日)を行い、光華苑が「認知症高齢者の自立支援」、春菊苑が「高齢者への環境支援・居場所づくり」を題材に取り組み、動画編集し配信発表し、府社協人材支援センター主催で開催された「web就職フェア」にも参加しました。

その他、人材確保のための広報につきましては、教育機関やハローワーク等へのアプローチ、ホームページ、紙媒体、口コミ等可能な限りの取り組みを進め、年間で事業所説明会を10回(23名参加)開催しました。

② 採用試験

採用試験を12回(36名受験)実施し、採用内定者は児童養護関係職8名(採用辞退者3名)、介護関係職員2名、障がい者生活支援員2名、管理栄養士1名、看護師1名及び保健師1名で、正職員への任用替えが9名となっています。

③ 外国籍職員の採用

採用内定介護職員のうち、1名は外国籍で、さらに介護福祉士専門学校に通学予定の新たな2名（これまでの学生を含め4名）の外国籍の方について専門学校と連携して通学をサポート（非常勤職員としての雇用を含む）する予定で、他に外国籍の方1名を非常勤職員として採用するなど、外国籍職員の採用についても徐々に拡大していく考えです。

④ 人材育成

「第10回介護職員初任者研修」を令和2年9月から12月までの日程で開催して、3名の方に修了証書を授与し、第3回「介護職員実務者研修」を同年7月から12月までの日程で開講し、6名の方に修了証書を授与しました。

（6）介護保険制度等の動向への対応 【重点事項（6）】

令和3年度の制度改正に向けて、適宜、情報を収集し、改定に備えました。報酬に関しては、財政難等から一部引き下げの動きもありましたが、現状で報酬を下げる理由がないという判断で、全体で0.7%改定率となりました。

一方、障がい者制度の報酬改正でも0.65%の改定率となったものの、しみずでは基本報酬のマイナス改定の影響が大で、改定率▲2.8%となっています。

以下は、報酬改定に際して示された主な制度等の改正内容です。

- 1、災害や新型コロナに備える対策強化
- 2、地域との連携強化
- 3、虐待防止委員会の設置
- 4、事業所のハラスメント対策
- 5、介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進
各種加算に「life」の情報提供による科学的介護の推進
- 6、新型コロナ対策に半年間、上乘せ報酬
- 7、無資格従業者への認知症介護基礎研修受講義務

（7）行政機関の公募事業への対応 【重点事項（5）・（7）】

① 地域包括支援センターのプロポーザルへの応募

茨木市が年次的に整備を進めている地域包括支援センター（センター）について、令和3年度委託として、中央圏域と西圏域でそれぞれ1カ所のエリア型センターを対象としてプロポーザル方式による公募が8月末に行われました。

法人では、すでに平成20年度から常清の里でセンターを受託していますが、かねてから中央圏域でのセンターの所管を念頭に入れていたこともあって、公募以降、応募に向けて準備を進めました。

受託に向けては、15項目にわたる参加資格をクリアした上で、「企画提案書」をはじめとした書類の作成の準備を進め、とりわけ「企画提案書」作成に当たっては、所管施設長（10月からは業務執行理事）が中心となり、現受託中の常清の里センターのスタッフを初め、センター関係業務経験者や関係施設長等が意見交換し、法人の総力を挙げた内容となりました。

10月中旬に、書類を提出し、4団体の応募がある中、市が審査の結果、11月上旬に法人の「企画提案」を採用する旨の通知を受けました。

年が明けてから、オープンに向けた本格的な取り組みを進め、茨木市との受託にかかる事務手続きをはじめ、事務所及びスタッフの確保並びにその他の準備業務を精力的に執行し、令和3年4月1日に開所しました。

② 「茨木市訪問型サービスA事業」委託入札への応募

「茨木市訪問型サービスA事業」については、茨木市の事業費入札により、2年ぶりに慶徳会が受託しました。

令和2年9月及び2月「ローズWAM」で座学を開催し、また、法人内での見学実習会を開いて34名の市民が資格を取得されました。

(8) 創立90周年記念事業実行委員会の設置及び取り組み 【重点事項(8)】

上半期は、慶徳会が新年度に創立90周年を迎えるにあたり記念事業を企画実行するための組織として、実行委員会を設置すべく準備を進めました。

8月以降、正副施設長会議及びプロジェクト会議において実行委員会準備委員会を開催し、記念事業のコンセプトを確認するとともに、大卒のメニュー及び実行委員の構成等について協議を行い、10月に統括を理事長、委員長を業務執行理事、副委員長で記念誌編集分科会長を見付山めぐみの里所長、同じく行事開催分科会長を西河原・福祉交流センター統括施設長、同副分科会長を光華苑・春菊苑統括施設長として総員34名で構成する実行委員会を立ち上げました。(11月から記念誌編集分科会に本部事務局長、ケアプランセンター主任及び常清の里副主任をそれぞれ同分科会副分科会長に任命しました。)

年度内に8回にわたって記念誌編集分科会(内3回は行事分科会との合同分科会)等を開催して、記念事業の基本方針及び骨格並びに基本スケジュールを確認し、これに基づく実行委員の役割分担・役割内容を決定するとともに、記念誌印刷業者を決定し、業者との間で大筋の印刷スケジュール等を確認しました。

令和3年4月には、記念誌への寄稿をお願いする方・アンケートを求める方などに依頼状を発送しました。

また、11月5日(金)に記念大会を開催することとして「きらめきホール」を予約していますが、開催方法については、コロナ禍の状況に応じた形式で開催することとしております。

(9) 法人の公益性・公共性の拡充 【重点事項(9)】

コロナ禍により、事業・活動が制約される中ではありましたが、可能な限りの感染予防対策を講じ、あるいは実施方法を工夫して、資料4-②のとおり、17項目にわたる事業等に取り組みました。

(10) 「安全・安心のサービス」の提供等 【重点事項(11)】

① 防疫対策

新型コロナ予防対策につきましては、上記(1)で記述のとおりです。その他の感染症対策等につきましては、これまでの感染経験や予防実

績等を貴重な教訓とし、感染症それぞれについて作成された対策マニュアルに沿って対応し、また、新型コロナ対策の徹底に伴い、年度を通じて感染者はありません。

② 防災対策

「法人災害対策マニュアル」のブランチ版としてモデル事業所を指定してそれぞれの実情に沿った「事業所災害対策計画」の策定を進めましたが、新型コロナ予防対策等の業務を優先したことなどにより、策定の半ばで年度末を迎えました。

③ 良好な生活環境の整備

安全対策と生活環境改善優先の方針のもと、必要に応じ、改修や備品・用品の購入等を行いました。（詳細は、事業報告3-(4)のとおりです。）

④ 受動喫煙防止対策

見付山地区と常清の里において禁煙スペースを確保する工事を行いました。

⑤ 「こころのケア室」（悩みの相談室）の設置

新型コロナ予防対策等の業務を優先したことなどにより、設置に至っておりません。

(11) 業務の合理化及び経費の節減 (重点事項12)

① 業務の合理化

- ・ 児童養護施設本体の一部ユニット化に伴い職員が分散してコンピュータ入力業務が出来るよう施設内の環境整備をしました。
- ・ 介護関連ソフトによる業務省力に必要な機器（タブレット等）の令和3年度導入について検討を進めました。

② 法人電子システム改善の推進

- ・ 情報担当の助言に基づき、コンピュータネットワーク情報（ルーター権限）について業者から入手し、拠点追加した場合のネットワーク設定を法人側が行えるように仕組みを改善しました。
- ・ 情報担当の助言により、コンピュータサーバーの保守延長に際して最小限の期間に短縮し約8万円経費を節減しました。
- ・ 児童養護施設記録支援ソフト導入に伴い情報担当が業者と折衝を行い約20万円を節減しました。
- ・ パソコンについて業者からの購入・初期設定委託を改め、同等レベルのものを情報担当から購入・初期設定を委託することにより、約450万円の節減しました。

③ 一般の経費節減

- ・ 電気料金節減につきましては、既に新電力会社に切り替え、一定の効果が出ておりますが、デマンド装置による電力負荷をコントロールすることにより、年間通じて電力購入単価を安価にするデマンドコントロール装置を西河原多世代交流センター及び静華苑に設置しました。

(12) 子供の家本体の小規模グループケアの開始

子供の家では、前年度中に本体施設の一部をリニューアルして、「子供の家家庭的養護推進計画期間」の前期に開始予定としていました本体小規模グループケア1カ所を令和2年4月1日から開始しました。

また、3カ所目の地域小規模児童養護施設開設に向け、大阪府と協議を進めながら先進他施設の見学などを通して情報収集を行いました。

(13) マンション（「ローズハイツ茨木」）経営の見直し 【重点事項（13）】

令和2年度は、コロナ禍が長期化し人の移動が停滞傾向にあったので、不動産業界全体が低迷し、ローズハイツもその例外ではなく入居率は前年度に比べ3.5ポイント下がり94.3%となりました。

入居率アップの手法として、管理委託業者の助言もあり紹介業者への紹介料を一時的に引き上げる等の対策を講じ一定の効果が認められましたので同対策を継続しています。

令和4年に実施される「農地解放」への影響については令和元年度に管理委託業者及び賃貸マンション運用に詳しい信託銀行から受けた見解も参考にしながら、プロジェクト会議で協議を進めましたが、法人としての集約にまでは至っておりませんので、改めて最新情報を収集し、検討を進めます。

居室のリニューアルについては今のところ入居要件に大きな影響が見られませんので、当面は限定的な改修に留めます。

(14) 決算の状況

令和2年度決算の状況について、新型コロナの影響もあり、介護保険事業収益（収入）は、法人全体で前年度比約▲19,380千円・1.9%となっていますが、その中で大幅に減額となっているのは、常清の里が約▲23,798千円・7.2%及び西河原が約▲8,792千円・13.4%に及んでいます。

なお、収益全体では、措置費など老人福祉事業収益が前年度比約31,283千円・9.0%、児童福祉事業が約33,487千円・13.5%それぞれ増となり、収益合計は、約49,485千円・2.7%増となりました。

一方、経費につきましては、事務費及び事業費が法人全体で約35,952千円・2.0%増となり、それらの結果、経常増減差額は、前年度比約14,268千円・33.2%増の約57,191千円となり、上半期の中間決算からは大幅な改善となりました。

なお、収支状況が深刻な常清の里には1,000万円、「しみず」には700万円をそれぞれ子供の家から経理上、拠点区分間繰り入れを行っています。

経営状況が悪化している事業所につきましては、プロジェクトチームとして「事業運営改善委員会」を設置して改善に向け、鋭意、検討しているところです。

また、上半期に激減した事業実績を受け止めて、夏期期末勤勉手当の支給額は、理事長は前年支給率を半減、施設長等は0.2～0.4ヵ月、副施設長は0.1ヵ月それぞれ減額し、年末は全正職員の前年支給率を0.1ヵ月減額して支給しました。